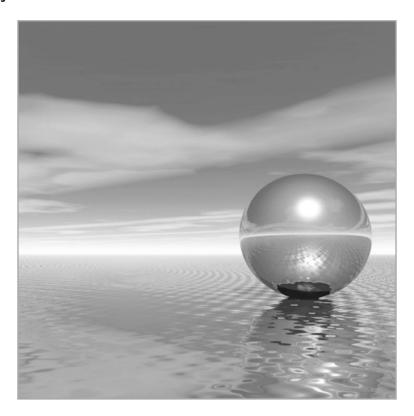
# 使用開始日 2025年7月23日

# 投資信託説明書(交付目論見書)

# 公社債投信(8月号)

### 追加型投信/国内/債券



### ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

#### 大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

### 大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

#### 三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先

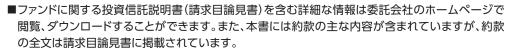


ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

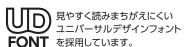




コールセンター 受付時間 9:00~17:00(営業日のみ) **0120-106212** 



■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



	商品分類	į		属性区分	•	
単位型· 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態
追加型	国 内	債 券	資産複合(債券、その他資産(投資信託証券(債券)))	年1回	日本	ファミリーファンド

### ※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

### 〈委託会社の情報〉

委託会社名大和アセットマネジメント株式会社設立年月日1959年12月12日資本金414億24百万円

運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額

31兆2,781億37百万円

(2025年4月末現在)

- ●本文書により行なう「公社債投信(8月号)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年7月7日に関東財務局長に提出しており、2025年7月23日にその届出の効力が生じています。
- ●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- ●当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等と の分別管理等が義務付けられています。
- ●請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。

### ファンドの目的

●円建ての公社債を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざします。

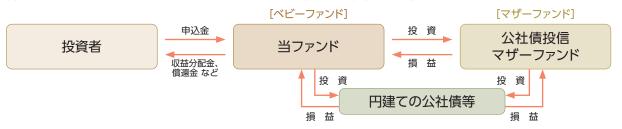
### ファンドの特色

- 1 円建ての公社債を組入れの中心として、安定運用を行ないます。
- ●国債、地方債、金融債、社債等の公社債で運用します。

### ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドから公社債等への直接投資を行なうことができるものとします。



# 2 当ファンドの購入は、年1回に限定されています。

- ●購入の申込みは、原則として決算日以前の約1か月間の申込期間中に受付けます。追加設定は、当該各決算日の翌営業日に行ないます。
- ●換金は、原則としていつでもお申込みできます。

## 3 財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄およびマル優制度を利用できます。

- ●財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄を利用した場合には、元金550万円まで、少額貯蓄非課税制度(マル優制度)を利用した場合には、一人につき元金350万円(すでに利用している場合には、その金額を差引いた額)まで、収益分配金と償還時の個別元本超過額には、所得税および地方税はかかりません。
- (注1)少額貯蓄非課税制度(マル優制度)は、2006年以降、障害者等に該当する方のみを対象とする制度に変更されています。
- (注2)財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄および少額貯蓄非課税制度(マル優制度)は、販売会社によっては、利用できない場合があります。

## ファンドの目的・特色

4

毎年8月19日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を超過する額の全額を収益分配金に充当します。

ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※元本総額とは、元本の額(1万口当たり1万円)の合計額をいいます。

### 主な投資制限

●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- ●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。 したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ●投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

公 社 債 の価格変動リスク・ 信用リスク) 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

そ の 他

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- ●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金 代金のお支払いが遅延する可能性があります。

### リスクの管理体制

- ●委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- ●委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ●取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

### 参考精和報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

### ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

### 他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の 基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
  - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
  - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

#### ※資産クラスについて

日本株:配当込みTOPIX

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

#### ※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数に かかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。

(https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html) ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

### ●公社債投信(8月号)

2025年4月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

#### 基準価額・純資産の推移



<sup>※</sup>基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

#### 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 7.17円 設定来分配金合計額: 25.632.53円

決算期	第 52 期 13年8月					第 59 期 20年8月			
分配金		11.45円		0円	0円	0円	0円	0円	7.17円

<sup>※</sup>分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

### 主要な資産の状況

て計算しています。

### ※比率は、純資産総額に対するものです。

種類別構成			格付別	別構成		組入上位10銘柄				
種類	比率	債券	比率	短期金融資産	比率	組入銘柄	資産	償還日(期日)	比率	
国債証券	20.1%	AAA	32.8%	A-1	2.4%	16 NTTフアイナンス	債券	2025/12/19	3.4%	
地方債証券	22.1%	AA	42.9%	A-2	-	37 ソニーG	債券	2025/12/08	2.6%	
特殊債証券	7.3%	Α	20.8%	A-3	-	三井住友F&L	CP	2025/06/13	2.2%	
金融債券	2.1%	BBB	-	B以下	-	5 みずほ銀行劣後	債券	2026/01/30	1.9%	
普通社債券等	39.9%	BB以下	-	無格付	-	549 関西電力	債券	2025/05/23	1.8%	
CP	2.2%	無格付	1.1%			19 アサヒグループHD	債券	2026/03/06	1.8%	
CD	_					4 フアーストリテイリング	債券	2025/12/18	1.7%	
CP現先取引	_					27フランス相互信用BK	債券	2025/10/10	1.7%	
国債現先取引	-					1 国際石油開発	債券	2026/03/16	1.6%	
コール・ローン、その他	6.1%					38フランス相互信用BK	債券	2025/10/10	1.3%	
合計	100.0%	合計	97.6%	合計	2.4%	合計	-		19.9%	

- ※種類別構成について、「普通社債券等」は、海外の国債証券、海外の地方債証券、海外の特殊債証券を含みます。
- ※格付別構成は、有価証券に対する比率です。
- ※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。
- ※組入上位10銘柄は、国債証券、政府保証債券、地方債証券、特殊債証券、現先取引を除いています。

#### 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



<sup>・2025</sup>年は4月30日までの騰落率を表しています。

### お 申 込 み メ モ

購	分配金豆	を払いコ	ース	①1万円以上1万円単位②1万口以上1万口単位			
購入単位	分配金属	<b>再投資コ</b>	ース	①1万円以上1円単位②5,000円以上1円単位③5,000口以上1口単位④3,000円以上1円単位⑤3,000口以上1口単位⑥1,000円以上1円単位			
1立	※勤労者財産形成貯蓄(財形貯蓄)、勤労者財産形成年金貯蓄(財形年金貯蓄)、勤労者財産形成住宅貯蓄(財形住宅貯蓄)を利用する場合は1,000円以上1						
購	入	価	額	申込期間最終日(決算日)の基準価額(1万口当たり)			
購	入	代	金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。			
換	金	単	位	「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄を利用する場合は1□単位 「分配金支払いコース」を利用する場合は1□単位または1万□単位			
換	金	価	額	換金申込受付日の基準価額から、実績報酬を控除した価額(1万口当たり)			
換	金	代	金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。			
申	込 締	切時	間	販売会社が定める時間まで			
購	入の申	込期	間	2025年7月23日から2025年8月19日まで			
換	金	制	限				
	入・換金 中止およ			金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付けを中止することがあります。			
信	託	期	間	無期限(1961年8月24日当初設定)			
繰	上	償	還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 •信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき •やむを得ない事情が発生したとき			
決	算	Ī	В	毎年8月19日(休業日の場合翌営業日)			
収	益	分	配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名に ついては異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。			
信	託金の	限度	額	3,000億円			
公			告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔https://www.daiwa-am.co.jp/〕に掲載します。			
運	用報	员 告	書	毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。 ※販売会社によっては、とりまとめ交付を採用しています。			
課	税	関	係	課税上は公社債投資信託として取扱われます。益金不算入制度の適用はありません。 ※2025年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。			

### ファンドの費用・税金

#### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用										
	料率等		費用の内容							
購入時手数料	ありません。	_								
信託財産留保額	ありません。		_							
換金時手数料	※1962年4月20日以前および2001年3月22 (税抜25円)	換金に伴う取引執行等の対価です。 日以降2002年3月20日以前に取得した受益権を換金する場合には、1万口当たり27.5円 こ取得した受益権を換金する場合には、1万口当たり110円(税抜100円)								
投資者が信託財産	で間接的に負担する費用									
	料率等		費用の内	容						
運用管理費用(信託報酬)	の前月の最終5営業日におけるわが国	運用管理費用は、毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。 年率0.5%を乗じて得た額以内の額 ものとし、前月最終営業日の翌日から当月最終営業日までの当該率は、各月 の無担保コール翌日物レートの平均値に応じて、元本総額に対して以下の率								
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0.1%以上 0.5%以_ 0.5%未満 1%未満		1.5%以上 2%未満	2%以上					
	基準報酬(年率) 0%	0.05% 0.15%	0.25%	0.35%	0.5%					
		导た額以内の額(提出日現在は、14%を乗じて得た額) 約の場合はその受益権の元本額)に年率0.207%を乗じて得た額)								
委 託 会 社 販 売 会 社	配分については、下記参照	ファンドの運用と調査 見書・運用報告書の作 運用報告書等各種書 情報提供等の対価で	成等の対価です。 類の送付、口座内							
受 託 会 社	活 会 社 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。									
	〈運用管理費用の配分	〉(注1)	委託会社	販売会社	受託会社					
	基準報酬 ※基準報酬の総額に対する	比率で表示しています。	24.48%	68.52%	7%					
	実績報酬 ※実績報酬の総額に対する	比率で表示しています。	24.80%	68.20%	7%					
その他の費用・ 手 数 料	(注2)	監査報酬、有価証券売等に要する費用、資産 負担いただきます。								

- (注1)販売会社への配分には消費税等に相当する金額を含みます。
- (注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
- ※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。
- ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### 〈税金〉・税金は表に記載の時期に適用されます。

•以下の表は、個人投資者の税率です。(非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。)

時 期	項目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	利子所得として課税 <sup>(注)</sup> 分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup> 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- (注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。
- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※上記は、2025年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### 

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
	1101 O 1 O 1	Z/1107ZZ/11920 1 0	C + 7 10 92/13 + 7 10
公社債投信(8月号)	0.01%	0.01%	0.00%

- ※対象期間は2023年8月22日~2024年8月19日です。
- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。